

就学前の障害児の発達支援の無償化に関するFAQ（2019年3月15日版）

※ このFAQは、2019年3月15日現在の状況における回答であり、今後の検討状況により、問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

（目次）

【1. 無償化の対象範囲】

1-1 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は、3歳になった日からですか。3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。

【2. 支払方法・算定等】

2-1 就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

【3. 就学前の障害児の発達支援】

3-1 就学前の障害児の発達支援の無償化について、どのような施設が対象となりますか。

3-2 就学前の障害児の発達支援の無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。

3-3 就学前の障害児の発達支援の無償化について、措置による場合も対象となりますか。

3-4 就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。

3-5 就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

3-6 就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

3-7 就学前の障害児の発達支援の無償化において、対象外となる費用はありますか。

3-8 就学前の障害児の発達支援の無償化の対象となった場合、高額障害児通所給付費等の計算はどうなりますか。

【4. その他】

4-1 就学前の障害児の発達支援無償化においては、電算システムの改修経費や初年度に要する周知費用については、同様に補助が受けられるのでしょうか。

【1. 無償化の対象範囲】

1-1 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は、3歳になった日からですか。3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。

今回の幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の保育料を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子供について、年度途中で3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様です。

一方、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳（3歳になった日）から入園できることとされている、②満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い、③現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、3歳になった日から無償化の対象となります（認定こども園（1号）、特別支援学校幼稚部を含む）。

ただし、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象となります。

【2. 支払方法・算定等】

2-1 就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

現物給付となります。

【3. 就学前の障害児の発達支援】

3-1 就学前の障害児の発達支援の無償化について、どのような施設が対象となりますか。

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（※）が無償化の対象となります。

また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。

（※）障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。

3-2 就学前の障害児の発達支援の無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。

障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額（児童福祉法第24条の2第2項第2号）を無償化の対象とするものです。

3-3 就学前の障害児の発達支援の無償化について、措置による場合も無償化の対象となりますか。

措置による場合も無償化の対象となります。

3-4 就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。

就学前の障害児の発達支援については、幼児教育・保育の無償化と併せて進めていくこととされており、保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。

3-5 就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

両方とも無償化の対象となります。

3-6 就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。

これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円））となります。

3-7 就学前の障害児の発達支援の無償化において、対象外となる費用はありますか。

食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。

また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療にかかる費用（肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費）も、無償化の対象外です。

3-8 就学前の障害児の発達支援の無償化の対象となった場合、高額障害児通所給付費等の計算はどうなりますか。

算定基準額は、これまでと同様、低所得者以外は37,200円とする方向で検討中です。また、利用者負担世帯合算額については、無償化の対象施設に係る利用者負担はゼロとして算定する方向で検討中です。

(例) **現行**：算定基準額 37,200円／利用者負担世帯合算額 60,000円

- (利用者負担世帯合算額内訳) ①障害福祉サービスの利用者負担 10,000円
②障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児)
③障害児通所支援の利用者負担 20,000円
- ①' 高額障害福祉サービス等給付費 3,800円、②' 高額障害児入所給付費 11,400円
③' 高額障害児通所給付費 7,600円
- ①' $(60,000-37,200) \times 10,000 / (10,000+30,000+20,000) = 3,800$ 円(償還額)
②' $(60,000-37,200) \times 30,000 / (10,000+30,000+20,000) = 11,400$ 円(償還額)
③' $(60,000-37,200) \times 20,000 / (10,000+30,000+20,000) = 7,600$ 円(償還額)

無償化後：算定基準額 37,200円／利用者負担世帯合算額 40,000円

- (利用者負担世帯合算額内訳) ①障害福祉サービスの利用者負担 10,000円
②障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児)
③障害児通所支援の利用者負担 0円(無償化)
- ①' 高額障害福祉サービス等給付費 700円、②' 高額障害児入所給付費 2,100円
③' 高額障害児通所給付費 0円
- ①' $(40,000-37,200) \times 10,000 / (10,000+30,000+0) = 700$ 円(償還額)
②' $(40,000-37,200) \times 30,000 / (10,000+30,000+0) = 2,100$ 円(償還額)
③' $(40,000-37,200) \times 0 / (10,000+30,000+0) = 0$ 円(償還額)

【4. その他】

4-1 就学前の障害児の発達支援無償化においては、電算システムの改修経費や初年度に要する周知費用については、同様に補助が受けられるのでしょうか。

システム改修経費については、平成30年度補正予算(22.3億円)を活用して対応することとしています。配分については、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努めます。

また、初年度(平成31年度)に要する周知費用について、全額国費による負担として措置することとしています。